

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は㈱小西建築工房とその社員（以下社員という）が業務を遂行する上で遵守すべき倫理を定め、㈱小西建築工房の業務に対し依頼者と社会の信頼を得ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、社員に適用する。

第2章 倫理綱領

第3条（倫理、義務、価値、権利）

社員は信義に従って、誠実かつ公正に業務を行う。

社員は依頼者の信頼を得るように努めその業務や社会に反しない限り依頼主の利益に対して最善の奉仕しなければならない、創造する価値はそのものに依存するものであり、報酬を受ける権利をもつ。

第4条（信用の維持）

社員は透明性を保ち、業務に対する信用を維持するとともに、品位を高めるように努めるものとする、ただし依頼者に対して告知し承諾等を受けた場合はこの限りでない。

第5条（専門的知識の維持）

社員は業務に関するたゆみのない研鑽により自らの専門的知識の維持向上に努める。

第3章 一般規律

第6条（信用を損なう広告宣伝の禁止）

社員は業務またはその他の業務に関して、品位・信用を損なう方法又は内容の広告や宣伝や業務獲得の目的をもって事実を超える誇大広告や商業宣伝、虚偽表示など不正な利益を得てはならない。

第7条（ダンピング・談合・ブローカーの禁止）

社員はダンピング・談合などの行為を行わない、報酬の一定割合を手数料として払うことを条件に仕事を取ってくる注文取りブローカーを使ってはならない。

第8条（委託勧誘の禁止）

社員は品位・信用をそこなう方法によって、業務の委託を勧誘し又は誘発してはならず、業務の委託又は紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。

第9条（法令等の遵守）

社員は業務を遂行するに当たり、依頼者の要請があったとしても法令違法等にあたる行為は行わない、また違法行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

第10条（業務の公正中立）

社員は業務において、公正中立の立場で責任を持ち業務に当たらなくてはならない。

第11条（公序良俗に反する事業等への参加）

社員は公序良俗に反する事業等に加わることや宗教団体等の特定団体に小西建築工房および社員の名を利用させてはならない。

第4章 委託者、業務関係者との関係における規律

第12条（守秘義務）

社員は業務を遂行する上で知り得た委託者の秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は利用してはならない。

第13条（利害関係等の告知）

社員は業務を遂行するにあたり、プロジェクト関係者との利害関係等、委託者との信頼関係をそこなうおそれのある事情があるときは、その事態を絶対に隠ぺいしてはならず、速やかに上長あるいは社長に報告し委託者に対して、その事情を告知し承諾を受けなければならない。

第14条（業務関係者との関係）

業務を遂行するにあたり、
工事施工者等の専門家の意見を尊重しその正当な立場を侵さず
お互いの役割と責任について明確な合意の上で相互の信頼を持って業務を遂行する。

第15条（責任と対価）

業務の受託に際し重要事項説明等により業務に対する責任の明確化、受託の趣旨、内容及び範囲とその適正・妥当な報酬金額又算定方法を明示し説明責任と書面交付の義務がある。
又行った業務に対しては、公正且つ適正な代償を報酬または俸給（フィ）の形で受け取るべきである、もし、委任された業務に瑕疵が生じたときはその事態を絶対に隠ぺいしてはならず、速やかに上長あるいは社長に報告し誠意をもって社全体で早急な対処をしなければならない。

第16条（委託者との紛議）

社員は、委託者との信頼関係を保持して紛議が生じないように努めるとともに、万一紛議が生じた場合はその事態を絶対に隠ぺいしてはならず、速やかに上長あるいは社長に報告し社全体で早急な対処をしなければならない。

第5章 社員同士の関係における規律

第17条（名誉の尊重）

社員は社員同士相互に名誉と信義を重んじなければならない。

第18条（社員に対する不利益行為等）

社員は社員同士他の誹謗・中傷又は、正当な業務慣行もしくは信義に反する行為等不利益に陥れる行為を行ってはならない。

第19条（報告、連絡、相談）

社員はできる限り透明性を保ち、報告、連絡、相談を怠ってはならない。

第6章 プロジェクト関係者との関係における規律

第20条（プロジェクト関係者からの利益供与）

社員は業務に関し、プロジェクト関係者から利益の供与もしくは供応または業務補助・人的派遣などの無償の援助等を受け、又はこれを要求し、もしくはその約束をしてはならない。

どうしても避けられない事態となってしまった場合は上長に相談、報告の上、それを業務上の利害とはとらえず、業務に影響させてはいけない。

第7章 本規程に違反した場合の処置に関する規程

第21条（本規程に違反した場合の処置）

社員が本規程に違反した場合の処置は、別に定める懲戒規程によらなければならない。

附則

本規程は、平成22年 4月10日より実施する。